

委員会提出議案第4－4号

あきる野市議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和4年12月15日

あきる野市議会議長 村野栄一 殿

提出者 議会運営委員会委員長 天野正昭

提案理由

災害の発生の他に感染症のまん延時にも、議会及び議員が対応できるよう、規定を整備する必要があるため。

あきる野市議会基本条例の一部を改正する条例

あきる野市議会基本条例（平成27年あきる野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「災害時」を「災害時等」に改め、同条第1項中「災害による」を「災害等による」に、「災害対策本部」を「災害対策本部等」に改め、同条第2項中「発生」を「発生等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。